

(参考) 改正のポイント

- ・令和3年度の公募にあたって、公募要領に以下のとおり情報公開に関する規定を追加
- ・また、この件について、承知の上で事業に応募いただくよう、申請書の様式にも文言を追加。

10 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、次の事項について承諾いただくものとします。

- (1) 採択時や事業終了時に、採択されたコンソーシアム名称のほか、代表機関及び構成員の名称、事業計画の概要、事業の実績（成果物の画像等を含む）等について、県及びChaOIフォーラムのホームページで公表すること。
- (2) 事業内容や成果について、県及びChaOIフォーラム事務局等が主催する催事への出展や発行物への記事掲載等に協力を要請する場合があること。